

環循適発第 2306302 号
令和 5 年 6 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月に新型コロナウイルス感染症による感染が日本国内で確認されて以来、8 度にわたる感染拡大の波や、それに伴う緊急事態宣言やまん延防止措置等の発出など、これまでに経験したことのない厳しい状況が約 3 年余り続きました。このような状況にあっても、廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として、感染拡大防止策を十分に講じながら、事業を継続することを求められてきました。

本年 5 月 8 日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更となりましたが、この約 3 年余り、感染防止対策と廃棄物処理事業の継続の両立を図っていただいた関係者の御尽力と御協力に、環境省として改めて御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、一般廃棄物の適正処理が地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な業務であること、そして廃棄物処理事業の安定的な継続のためには、平素からの備えが重要であることを改めて認識する機会となりました。

つきましては、今後の新たな感染症発生の可能性や、大規模災害等に備えて、平時から、一般廃棄物処理業者との連携をはじめ、下記に示すような体制を整えるとともに、不断に改善し、強化していただくよう、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 感染症の発生に備えた事業継続のための備えについて

環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」においては、感染拡大期以降の対策を講じるためには、事業継続計画の策定など感染拡大期以前の段階の対応が必須であるとしており、また、市町村がとるべき措置として、平時より、一般廃棄物処理業者と連携した廃棄物処理事業継続計画の策定をはじめとする措置を講じる必要があることを示しているところです。

これらの事業継続に係る検討や教育・訓練等は、感染症対策のみならず、災害への平時の備えとしても、今後も引き続き重要であると考えられることから、引き続き必要な取組を実施いただくようお願いいたします。

2. 災害時等に備えた一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携について

災害発生時には、家庭から発生する生活ごみやし尿に加え、被災家屋からは片付けごみ等の災害廃棄物が、避難所からは避難所ごみやし尿が発生しますが、これらは全て市町村が処理責任を有する一般廃棄物であり、災害時においても処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要です。

このため、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月改定）」において、市町村における災害時の一般廃棄物処理事業の継続性確保を指摘するとともに、その具体策として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和 3 年 3 月改訂）」を作成しております。また、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に災害廃棄物処理計画の策定に資するべく、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定版）」を策定しているところです。さらに、一般廃棄物処理関係団体には、環境省が事務局となっている「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」の初動・応急対応メンバーとして、災害発生時の廃棄物の収集・運搬、処理に関する支援を行っていただいているほか、平時から市町村等との連携による体制の確立をお願いしているところです。

一方、我が国では毎年のように大規模災害が発生しており、災害の激甚化・頻発化といった状況も生じております。これらを踏まえ、今後も災害発生時における廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携をいっそう緊密にさせていただき、平時から、委託業者や許可業者とも協力の上で支援可能な資機材や災害時の連絡体制等を把握し、事業継続計画や災害廃棄物処理計画に反映させると

ともに、関係者間での連絡体制の確立や訓練の実施等により、その実効性の向上に努めていただくようお願いいたします。

3. 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料の活用について

環境省においては、毎年度、廃棄物・リサイクル行政の課題や施策の動向を地方公共団体の皆様に直接お伝えする機会として、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議を開催しているところです。同会議においては、一般廃棄物の適正処理の推進のため、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底をはじめ、1. 及び2. で示した事業継続計画策定の重要性や、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保のための平時の備え等の重要事項を説明しており、また、資料については環境省ホームページに掲載しております。

各地方公共団体におかれましては、同会議の資料も参考とし、一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化に御活用いただきますようお願いいたします。

<参考>全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/conf.html>